別紙 1（第 7 条第 1 項関係）

広島空港ビジネスジェット専用ゲート使用届出書

広島国際空港株式会社　御中　　届出日：　　年　　月　　日

広島空港ビジネスジェット専用ゲート使用規程に定める施設使用料（別表第 1）、取消手数料（第 10 条）及び使用条件を確認したうえで、同規程第 6 条及び第 7 条に基づき、次のとおり届け出ます。

1　届出者・基本情報

届出区分	☐ 新規　☐ 変更　☐ 取下げ	**届出対象**	下記「3」の A・B・C から選択
会社名・氏名		**担当者名**	
住所			
電話番号		**E-mail**	
登録記号		**機体型式**	

2　請求先

請求先	☐ 届出者と同じ　☐ 別：会社名・氏名（　　） 担当者（　　）　電話（　　）　E-mail（　　）

※A・B は BJ ゲートの到着・出発時の使用、C は機体資格変更に伴う使用を記入してください。BJ ゲート車寄せを併用する場合は、該当する使用区分の車寄せ欄にも記入してください。

3　使用予定・利用内容　［日本時間／BJ ゲートを使用する区分のみ記入］

A　到着　☐ 到着時に BJ ゲートを使用する	
使用日時・便名	使用日：　年　月　日　到着便名：　ETA：　： 運航区間：FROM　→ TO　施設使用予定：　：　～　：
渡航目的	☐ ビジネス　☐ 観光　☐ その他（　）
航空機区分・通行人数	☐ 内航機　☐ 外航機　通行人数：旅客　名／乗員　名
有償旅客の国籍	☐ 日本　☐ その他（国名：　）　☐ 該当なし（有償旅客なし）
BJ ゲート車寄せ	☐ 併用する　☐ 併用しない　※利用する場合は「4」の車寄せ欄にも記入

B　出発　☐ 出発時に BJ ゲートを使用する	
使用日時・便名	使用日：　年　月　日　出発便名：　ETD：　： 運航区間：FROM　→ TO　施設使用予定：　：　～　：
渡航目的	☐ ビジネス　☐ 観光　☐ その他（　）
航空機区分・通行人数	☐ 内航機　☐ 外航機　通行人数：旅客　名／乗員　名
有償旅客の国籍	☐ 日本　☐ その他（国名：　）　☐ 該当なし（有償旅客なし）
BJ ゲート車寄せ	☐ 併用する　☐ 併用しない　※利用する場合は「4」の車寄せ欄にも記入

C　機体資格変更　☐ 機体資格変更に伴い BJ ゲートを使用する	
使用日時・便名	使用日：　年　月　日　対象便名： 施設使用予定：　：　～　：　機体資格変更の方向：☐ 内航機→外航機　☐ 外航機→内航機
渡航目的	☐ ビジネス　☐ 観光　☐ その他（　）
通行人数	旅客　名／乗員　名　※一連の通行を 1 回として整理
有償旅客の国籍	☐ 日本　☐ その他（国名：　）　☐ 該当なし（有償旅客なし）
手続後の移動先	旅客：☐ 一般区域側へ退出　☐ 機側へ戻る　☐ 該当なし 乗員：☐ 一般区域側へ退出　☐ 機側へ戻る　☐ 該当なし
その後の BJ ゲート使用	☐ なし　☐ 再使用する（出発等で改めて使用する場合は該当欄に記入）
BJ ゲート車寄せ	☐ 併用する　☐ 併用しない　※実際に利用する場合のみ選択

【記入上の注意】旅客・乗員数は搭乗者全体ではなく、BJ ゲートを通行する人数を記入してください。C の移動先は該当するものをすべて選択し、機体資格変更に伴う一連の通行を A・B に重複記入しないでください。資格変更後、出発等で BJ ゲートを改めて使用する場合は該当欄にも記入してください。

別紙 1（続き）

4　BJ ゲート使用に係る追加情報　［該当する欄のみ記入］

BJ ゲート	**取扱事業者**	HIAP 承認済み取扱事業者名：
	開錠・施錠時刻	到着　開錠　　：　　施錠　　：　　出発　開錠　　：　　施錠　　： 機体資格変更　開錠　　：　　施錠　　：
国際線利用時	**CIQ 事前調整**	税関検査：☐ 必要な申請・調整・承諾済 出入国審査：☐ 必要な申請・調整・承諾済 人の検疫：☐ 必要な申請・調整・承諾済 動物検疫：☐ 必要な申請・調整・承諾済 植物検疫：☐ 必要な申請・調整・承諾済
BJ ゲート車寄せ	**進入・車両管理**	取扱事業者名：　　台数： ☐ BJ 駐車券手配済

※CIQ には税関・出入国審査・検疫を含みます。検査等の実施完了ではなく、必要な事前調整・承諾等が済んでいることを確認してください。

5　提出・変更・取下げに関する注意

【提出期限】BJ ゲート（車寄せ併用を含む）は、原則使用予定日の 3 日前 17 時まで（暦日・日本時間）。期限後は規程第 6 条第 4 項の条件を満たす場合に受け付けます。

【受理・名簿】BJ ゲートは HIAP の受理通知後に利用できます。国際線旅客が BJ ゲートを使用する場合は、別紙 2 を原則使用開始予定時刻の 24 時間前までに提出してください。

【変更・取下げ】対象となる A・B・C の使用区分を特定して変更・取下げを連絡してください。使用開始予定時刻の 24 時間前までの取下げには取消手数料を徴収しません。期限後の取下げ等は規程第 10 条によります。

【別途手続・提出先】本届出は空港使用届、CAB・CIQ の手続及び必要な立入承認証等の取得を代替しません。提出先：hiap-unyou-common@hiap.co.jp

【車寄せ】BJ ゲート車寄せを併用する場合は、取扱事業者へ依頼し、BJ 駐車券を手配してください。車寄せの使用については、BJ ゲート施設使用料とは別に使用料を徴収しません。

――

6　使用実績・請求確認欄　［HIAP 記入］

使用単位	実績確認	適用区分・実績差・調整事項	算定額（円）
A　到着	☐ 使用　☐ 不使用 ☐ 取下げ／取消	☐ 施設使用料　☐ 取消手数料　☐ 免除・減額 適用区分・実績差：	円
B　出発	☐ 使用　☐ 不使用 ☐ 取下げ／取消	☐ 施設使用料　☐ 取消手数料　☐ 免除・減額 適用区分・実績差：	円
C　資格変更	☐ 使用　☐ 不使用 ☐ 取下げ／取消	☐ 施設使用料　☐ 取消手数料　☐ 免除・減額 適用区分・実績差：	円
受付・実績	届出書受付：　　年　月　日　　： BJ ゲート受理連絡：　　年　月　日　　： 変更・取下げ連絡受付：　　年　月　日　　：		
請求整理	施設使用料等合計（税別）：　　円　　取消手数料：　　円 請求総額（税込・確定後）：　　円		